

J M - 6 医療安全－最近の動向－

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 永田充生

医療の安全・安心を確保することは医療政策の最重要課題のひとつである。厚生労働省では、医療安全対策検討会議において、今後の目指すべき方向性と緊急に取り組むべき課題について検討し、平成 14 年 4 月「医療安全推進総合対策」として取りまとめを行い、これを受け様々な観点から必要な施策を行ってきた。

1. 医療機関における安全対策

病院等に対して、ア) 安全管理指針、イ) 事故等の院内報告等に基づく改善、ウ) 安全管理委員会、エ) 安全管理のための職員研修を義務化。

特定機能病院等に、さらに、ア) 医療安全管理者、イ) 医療安全管理部門、ウ) 相談窓口を義務付け。

2. 医薬品及び医療用具の安全対策

3. 医療従事者に対する医療安全に関する教育研修対策等

臨床研修の到達目標の明確化。

医師資質向上対策として、刑事事件とならなかつた医療過誤等に係る医師の処分のあり方の検討。

4. 調査研究等の必要な環境整備

平成 16 年度厚生労働科学研究費補助金（関連分）：2 億 6 千 4 百万円

5. 全都道府県等への公的相談体制整備（「医療安全支援センター」の設置）

平成 16 年度 6 月時点で全国 47 都道府県に設置済。

6. ヒヤリ・ハット事例等収集事業

従来、対象機関を限定していたが、平成 16 年度より全医療機関に拡大。集計結果は厚生労働省のホームページにて公表。

7. 事故事例収集事業

医療事故の発生・再発防止のため、医療機関から幅広く、質の高い情報を第三者機関（（財）日本医療機能評価機構）で収集、専門家が分析した上で改善方策等を広く医療機関等に提供する事業を行う予定で、必要な準備を進めているところ。

上述の取組みにもかかわらず増加傾向にあるともいえる状況に、厚労省では、従来の施策を踏まえ次に国として取組むべき事項をとりまとめて広く国民に伝えるとともに、全国の医療関係者に、今一度安全管理体制の確認・推進を依頼すべきと考え、平成 15 年 12 月に厚生労働大臣医療事故対策緊急アピールを出した。本アピールでは、安全管理対策の推進に関して「人」「施設」「もの」の 3 つの柱をたて、新たな取組みや対策の強化を進めることを表明するとともに、全医療機関へ安全管理対策の更なる推進を要請したところである。

厚生労働省としては、前述のような取組みを行うことにより、今後も医療における安全・安心の確保に向け、関係者の協力も得ながら、施策の推進を図り、医療現場における「安全文化の醸成」を図りたいと考えている。